

フォーラム・ショッピング

forum shopping 法廷地漁りともいう。原告が訴訟を提起するにあたって、複数の国又は州（法域）の裁判所から、自分に最も有利な判断を受けることができる法域の裁判所を選択すること。フォーラム・ショッピングが起こる主要な原因は、国際的な事件に適用されるべき法律が、法域によって異なることがある。どの国の法秩序が事件の判断基準となるか（準拠法の決定）は、各国の国際私法（抵触法）規則の内容によって異なる。私法の国際的統一が達成されれば、準拠法がどの国の法律になろうと、裁判の結果は理論的には等しくなるから、フォーラム・ショッピングの可能性は減少する。

原告の法廷地選択は、民事手続を含めた法廷地における裁判制度の有利さにも動機づけられる。原告にとっては、国際裁判管轄を広く認める法域が有利である。ほかにも、裁判の質、訴訟費用、弁護士制度、陪審制度の有無などが法廷地選択の重要な要素となる。

同一国内のフォーラム・ショッピングは、移送の制度によって対処できる。しかし、アメリカ合衆国のように、一国に複数の法域を有する国（不統一法域）や連邦制をとる国の場合には、より複雑な処理を要する。合衆国では、当事者の州籍が異なることを理由として連邦裁判所に提起された訴訟の場合は、法廷地漁りの弊害が州間および州と連邦間でも発生する。原告がある州に所在する連邦裁判所に提起した訴訟が、被告の申立てによって別の州に所在する連邦裁判所へ移送することが認められたときは、最初に訴えが提起された地の州法（抵触法を含む。）を適用することによって、被告による法廷地の変更が原告の立場を不利にしないように考慮されている(*Van Dusen v. Barrack*)。他方、原告の申立てによる移送の場合も同じ原則が適用されるので(*Ferens v. John Deere Co.*)、原告にとって法廷地の選択の幅はいっそう広いものとなる。連邦裁判所はその所在州の州法を適用すべきとするイリ一事件（*Erie Railroad Co. v. Tompkins*）は、州裁判所と連邦裁判所との選択問題に関する基本的判例である。

国際的なフォーラム・ショッピングは、英米ではフォーラム・ノン・コンヴィニエンス（*forum non conveniens*、不便宜法廷）の法理によって制限される。我が国においては、国際裁判管轄に関する特段の事情論（最判平9.1.1.1判時1626号74頁）が同様の機能を果たす。

〔野村美明〕